

令和5年度

財務に関する事務等の適正な管理及び
執行の確保に関する評価報告書の
審査意見書

福岡市監査委員

監事第 29-001 号
令和 6 年 8 月 23 日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市監査委員 阿 部 真之助
同 高 木 勝 利
同 水 町 博 之
同 本 野 正 紀

令和 5 年度財務に関する事務等の適正な管理及び
執行の確保に関する評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を提出する。

令和5年度財務に関する事務等の適正な管理及び 執行の確保に関する評価報告書審査

第1 審査の対象

令和5年度財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する評価報告書

第2 審査の着眼点

令和5年度財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い、審査した。

第3 審査の実施内容

令和5年度財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する評価報告書について、市長から報告を受け、「福岡市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に沿って、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 審査の時期

令和6年6月10日から同年8月6日まで

第5 審査の結果

令和5年度財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する評価報告書について、上記のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

第6 備考

福岡市は、令和6年度から個人情報の管理に関する事務を本制度の対象事務に追加したほか、デジタルを前提とした業務プロセスへの転換を含む働き方DXの推進に着手し、業務に係るリスク管理に努められている。

毎年同様の事務処理誤りが各部署で発生するとともに、再発防止に取り組んでいた所属において同様の不適切な事務の再発が複数確認されている。また、長年にわたり見直しが図られていない事務手続も見受けられる。本制度の運用のもと、共通事務の制度所管部局は、執行の現場の事案を的確に把握し、その要因をより掘り下げ実効性のある対応を進めていく必要がある。

市政への信頼の確保と質の高い市民サービスの提供のためには、職員一人ひとりが法令遵守、リスク管理、業務改善の意識を向上することが不可欠である。

市長においては、本制度を確実に周知・共有するのはもちろんのこと、継続的な機能向上及び運用改善により、制度の深化に努められたい。